

府中市教職員勤怠管理システム
構築事業
調達参考仕様書

府中市
令和7年5月

目次

1	件名	- 1 -
2	目的	- 1 -
3	要求事項	- 1 -
4	契約期間	- 1 -
5	支払方法	- 2 -
6	履行場所	- 2 -
7	想定するシステム構成	- 2 -
8	想定するスケジュール	- 2 -
9	調達及び作業範囲	- 3 -
10	対象施設及び職員数	- 3 -
11	教職員端末のスペック	- 5 -
12	物品に関する要件	- 5 -
13	システムの要件	- 6 -
14	テストに関する要件	- 7 -
15	研修に関する要件	- 7 -
16	プロジェクト体制の要件	- 7 -
17	保守運用に関する要件	- 7 -
18	成果物	- 8 -
19	納品期限	- 8 -
20	納品場所	- 9 -
21	参加資格	- 9 -
22	その他	- 9 -

本資料の位置付け

本資料は、提案事業者が提案書及び見積書を作成する際の参考資料である。優先事業者決定後、契約手続までの間に、本資料を基に本市と仕様調整を行い、調達仕様書を作成する。

1 件名

府中市教職員勤怠管理システム構築事業

2 目的

府中市立小・中学校における出退勤管理の運用は、打刻システムによる在校時間管理と並行し、紙媒体による出勤簿への押印、休暇職免等処理を行っており、各学校や教育委員会事務局における勤怠情報の取りまとめ事務の負荷が大きくなっています。

このような状況を踏まえ、ワークフロー機能を備えた勤怠管理システムを導入し、事務効率化及び所属長による職員の労務管理や健康管理の実効性を高めることを目的として、本業務の提案を求めるものです。

3 要求事項

- (1) 「2 目的」を達成するため、対象職員全員が、出退勤の打刻、休暇・時間外勤務申請、勤務状況等の閲覧、システムの入出力ができる勤怠管理システムの導入を行うこと。
- (2) 出退勤時間の打刻を容易に行うことができるものとする。
なお、在宅勤務時の打刻も実施可能とすること。
- (3) 東京都の出勤簿・休暇処理等職免簿の様式を出力可能とすること。
- (4) 当該システムは、学校に従事する様々な職種の教職員が利用者となることから、設定値を詳細に調整し、十分な検証期間を設けること。
- (5) 本市の学校教育ネットワークは、将来的に各アプリケーションをフルクラウドで実装することを見据えていることから、提案する勤怠管理システムは、クラウド版とすること。
併せて、本市が別途調達するゼロトラストソリューション経由のアクセス以外を制限するよう IP アドレス制限を施すこと。
- (6) ID・パスワードの管理負担軽減を図るため、別途、本市が調達する IDaaS 等との連携を図ること。
- (7) 教職員に対する操作研修を行い、運用面の負担軽減を図ること。

4 契約期間

契約締結日から令和 8 年 3 月 31 日まで

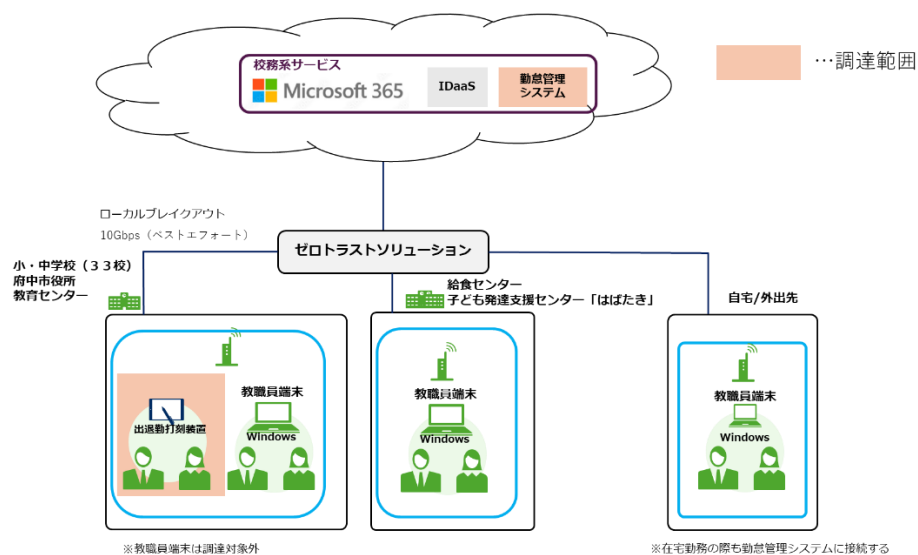
5 支払方法

完了一括払いとする

6 履行場所

- (1) 東京都府中市宮西町2丁目24番地 府中市役所
- (2) 府中市立小・中学校 33校
- (3) 東京都府中市清水が丘1丁目3番地 府中市教育センター

7 想定するシステム構成



8 想定するスケジュール

想定しているスケジュールは、概ね、次のとおりである。
事業者が最適と考えるスケジュールを提案すること。

件名	R7.7	8	9	10	11	12	R8.1	2	3	4
要件定義	→	→								
基本設計			→							
詳細設計				→						
構築					→	→				
動作検証							→	→		
操作研修									→	
稼働										→

9 調達及び作業範囲

調達範囲は、次に記載するとおり、タイムレコーダ機能を有する打刻に要するハードウェアと勤怠管理システムの環境構築とする。

勤怠管理システムを即時活用できる状態で、かつ、本仕様書で定めた機能や各種設定値を反映させたうえで納品すること。

なお、教職員は、教職員端末（調達範囲外）を用いて、休暇申請等を行うことに留意すること。

No	対象業務
1	システムの設計
2	システムの開発
3	システムの導入
4	システムの構築に必要なソフトウェア
5	出退勤打刻に必要なハードウェアの調達
6	調達するハードウェアの運搬
7	調達するハードウェアの設置
8	調達するハードウェアの現地調整
9	操作研修
10	ネットワーク構築事業者との調整
11	上記に付随する業務

10 対象施設及び職員数

(1) 対象施設

No	学校名	住所
1	府中第一小学校	府中市寿町2丁目6番地
2	府中第二小学校	府中市緑町1丁目29番地
3	府中第三小学校	府中市片町3丁目5番地
4	府中第四小学校	府中市白糸台1丁目58番地
5	府中第五小学校	府中市本宿町1丁目51番地
6	府中第六小学校	府中市天神町4丁目14番地
7	府中第七小学校	府中市北山町2丁目23番地
8	府中第八小学校	府中市是政1丁目34番地
9	府中第九小学校	府中市栄町3丁目7番
10	府中第十小学校	府中市若松町4丁目29番地

11	武蔵台小学校	府中市武蔵台 2 丁目 3 番地
12	住吉小学校	府中市住吉町 2 丁目 30 番地
13	新町小学校	府中市新町 1 丁目 25 番地
14	本宿小学校	府中市本宿町 4 丁目 19 番地
15	白糸台小学校	府中市白糸台 2 丁目 16 番地
16	矢崎小学校	府中市矢崎町 4 丁目 9 番地
17	若松小学校	府中市若松町 3 丁目 11 番地
18	小柳小学校	府中市小柳町 3 丁目 21 番地
19	南白糸台小学校	府中市白糸台 6 丁目 48 番地
20	四谷小学校	府中市四谷 3 丁目 2740 番地
21	南町小学校	府中市南町 3 丁目 6 番地
22	日新小学校	府中市日新町 5 丁目 22 番地
23	府中第一中学校	府中市幸町 1 丁目 22 番地
24	府中第二中学校	府中市紅葉丘 1 丁目 23 番地
25	府中第三中学校	府中市本町 4 丁目 16 番地
26	府中第四中学校	府中市美好町 2 丁目 13 番地
27	府中第五中学校	府中市新町 2 丁目 44 番地
28	府中第六中学校	府中市押立町 1 丁目 2 番地
29	府中第七中学校	府中市武蔵台 2 丁目 4 番地
30	府中第八中学校	府中市四谷 1 丁目 2827
31	府中第九中学校	府中市小柳町 2 丁目 49 番地
32	府中第十中学校	府中市西府町 4 丁目 21 番地
33	浅間中学校	府中市浅間町 1 丁目 1 番地
34	府中市役所（教育委員会事務局）	府中市宮西町 2 丁目 24 番地
35	府中市立教育センター ※学びの多様化学校（浅間中学校 分教室）及びけやき教室	府中市清水が丘 1 丁目 3 番地
36	府中市立給食センター	府中市朝日町 3 丁目 13 番地
37	府中市子ども発達支援センター 「はばたき」	府中市矢崎町 1 丁目 12 番地

(2) 職員数

No	職種	人数
1	都費負担教職員（正規）	1,100 人
2	都費負担教職員（臨時的任用）	50 人

3	都費負担会計年度任用職員（日勤講師）	70 人
4	都費負担会計年度任用職員（時間講師）	210 人
5	市費負担会計年度任用職員（指導室）	300 人
6	市費負担会計年度任用職員（教育センター）	100 人
7	市費負担会計年度任用職員（教育総務課）	70 人
合計		1,900 人

11 教職員端末のスペック

教職員端末のスペックは、次のとおりであるため、当該端末上で不自由なく利用可能なシステムを導入すること。

No	区分	性能
1	OS	Windows11Pro (64bit)
2	CPU	Intelcore Ultra5 135U
3	メモリ	16GB
4	WEB ブラウザ	Edge、GoogleChrome
5	PDF ビューア	Acrobat Reader DC

12 物品に関する要件

(1) 調達する機器

次に記載する物品を調達すること。

なお、府中市立給食センター及び、府中市子ども発達支援センター「はばたき」では、教職員端末からのみ打刻を行う。

No	物品	必要数	備考
1	打刻に要するハードウェア	35 式	想定している構成パターン 出退勤打刻専用機器＋I C カードやQRコード等
2	L A N ケーブル	35 本	長さは、受託決定後に本市 と協議し、決定すること。
3	I C カード	1,900 枚	I C カードによる打刻を 提案する場合

(2) 調達する機器の保守

打刻に要するハードウェアについては、5年間の製品保守を付けること。

13 システムの要件

(1) 設計方針

ア 教育委員会事務局及び府中市立小・中学校が本システムを利用し、業務を遂行するうえで、業務が滞りなく運用できるシステムとする。

イ 安全かつ確実なシステム更新を優先とし、教職員の負担軽減に配慮したシステム設計を行うこと。

ウ 容易に操作・運用ができ、見やすく簡素なものであること。

エ 人事異動などによる組織改編に容易に対応できるシステムであること。

オ システムログを90日以上記録できること。

カ システムの速度性能は、日常業務運用において、操作者にストレスを与えず、かつ、業務の効率的な進行に支障がないものとする。

キ 勤務時間の上限に関する方針等への対応や勤務環境への変化にも設定変更で対応できること。また、在宅勤務に対応すること。

ク ライセンスは「9 対象施設・職員数」に示すアカウントが利用できる数を用意すること。また、運用期間中に増減が発生した場合であっても、大幅なコスト増とならないような費用体系であること。

ケ 「9 対象施設・職員数」に示す職種ごとに勤務体系・休暇制度が異なることから、受託者は職種ごとの設定要件を確認したうえで、円滑にシステムを利用できるように設定すること。

コ 本市の学校教育ネットワークを利用するとともに、勤怠管理システムの運用に伴い必要となる稼働環境、ソフトウェア、機器の導入・設定及び管理・運用・保守等が最小限で済むように導入すること。

サ クライアント端末は既存機器を使用するが、個別に設定が必要な場合は、端末保守事業者と調整のうえ、提示した費用の範囲内で受託者において実施すること。

シ 将来の拡張性を考慮し、本提案におけるシステムが5年間の使用に耐え得る能力及び仕様であること。また、システム開発後も勤怠管理に関する制度改正については、本市の方針に従い、速やかに対応すること。

- (2) 提供形態
クラウド版とする。
- (3) 機能要件・非機能要件
別紙「機能要件・非機能要件一覧」に対応したシステムとする。

14 テストに関する要件

各種テストの実施に当たっては、適切な時期・工程別に必要なテスト計画書、仕様書等を作成し実施すること。

なお、各種テストは、本市と協議・了承のうえ実施すること。

15 研修に関する要件

稼働前に、システム管理者（教育委員会事務局）、承認者（学校管理職）向けのオンサイト操作研修及び、申請者（一般教職員）向けのオンデマンド配信の研修を提案すること。

なお、オンサイト操作研修の会場は、本市が提供するが、研修講師やサポート要員、配布資料は事業者が用意すること。全ての受講対象者が参加できるとは限らないため、オンデマンド配信等の研修体制も提案すること。

16 プロジェクト体制の要件

- (1) 本業務の実施に係るプロジェクト体制を提示すること。
- (2) 本業務全体の指揮命令及びプロジェクト管理を行うプロジェクト責任者を設け、その責任者が市担当者と折衝をするような体制をとること。
- (3) プロジェクト責任者には、本業務を適切に遂行する知識及び技術を有し、プロジェクトの効果的な実施に貢献できる者を配置すること。
- (4) 本業務の完了までの期間において、原則、プロジェクト責任者を交代しないこと。
- (5) プロジェクト完了後、運用担当者に対し、適切に引継ぎを行うこと。

17 保守運用に関する要件

- (1) 通常時

勤怠管理システムは、原則、３６５日稼働すること。

また、受託者は、次に示す時間帯で、電話又はメールでの問合せに対応できる体制を整えること。

※ 保守内対応業務、保守外対応業務を明示すること。

No	項目	内容
1	電話での問合せ	平日 午前９時から午後５時
2	メール（フォーム）での問合せ	２４時間３６５日

(2) 年次処理等

ア 定期人事異動に関する保守運用を行うこと。

イ システム障害時の復旧対応及び、操作等に関するサポート体制を構築すること。

18 成果物

予定する成果物は、次のとおりとし、これらを市が指定する期日までに電子媒体で納品すること。

なお、成果物の詳細な内容は、別途協議のうえ決定するものとする。

No	納品物	納品時期	備考
1	プロジェクト計画書	プロジェクト計画後	
2	実施スケジュール表		W B S
3	プロジェクト進捗管理表		
4	課題管理表		
5	要件定義書	要件定義後	
6	基本設計書	基本設計後	
7	詳細設計書	詳細設計後	
8	各種テスト計画書	各テスト前	
9	各種テスト実施結果報告書	各テスト後	
10	操作マニュアル		
11	打合せ議事録	打合せ後３営業日以内	

19 納品期限

令和８年３月３１日

20 納品場所

府中市教育委員会事務局

21 参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 府中市業者指名停止基準による指名停止措置期間中の者でないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）または民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、更生手続開始又は再生手続開始（以下「手続開始」という。）の申立てをしていない者であること。ただし、手続開始の決定後に、入札に参加するに支障がないと認められる者は、この限りではない。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号の規定による暴力団等の構成員を、役員、代理人、支配人その他を含め使用していない者であること。また、法人の役員又は使用人が、暴力団又は暴力団員等との関与があると認められないこと。

22 その他

- (1) 受託者は、本業務を遂行する上で知り得た情報について、細心の注意を払うものとし、いかなる場合にも情報の漏洩をしてはならない。
- (2) この仕様書の内容に疑義が生じたとき、又は、定めのない事項については、その都度、発注者と受託者が協議によりこれを定めるものとする。